

令和7年4月6日(日)は秋田県知事選挙の投票日です

「投票は、^{とうひょう}私たちのことばだ。」

1 日程

告示日◆3月20日(木・祝)

投票日時◆4月 6日(日) 午前7時～午後7時

2 美郷町で投票できる方

・平成19年4月7日以前に生まれた方

・令和6年12月19日以前から、美郷町に住所を有している方

※投票は町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

3 期日前投票について

期日前投票のできる期間	【美郷町役場】 4月5日(土)まで 【美郷町中央ふれあい館・南ふれあい館】 4月2日(水)～4月5日(土)
期日前投票のできる時間	午前8時30分～午後8時
期日前投票ができる人	選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの方
必要なもの	入場券 ※入場券裏面の「宣誓書」に、投票する方の住所、氏名をあらかじめ記入してください。

4 不在者投票の請求はお早めに

(1) 仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在されている方、またはそのような見込みのある方は、**滞在地において不在者投票ができます**。請求用紙は町ホームページに掲載されていますので、ご自身で印刷し、滞在地の住所地名がわかるものを持参の上、お早めに手続きをしてください。また、病院や施設などに入院または入所されている方は、その病院や施設などで不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院等にお問い合わせください。

(2) 郵便等による不在者投票について

次のいずれかに該当する方は不在者投票の請求ができます。

- ① 身体障害者手帳をお持ちで障がいの程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能などの障がいの方は2級以上)の方
- ② 戦傷病者手帳をお持ちで障がいの程度が第3項症以上(ただし、両下肢等の障がいの方は第2項症以上)の方
- ③ 要介護状態区分が要介護5の方

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。障がいの区分によって対象とならない場合がありますので、町選挙管理委員会まで**お早め**にお問い合わせください。

問●美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局 ☎0187(84) 1111

美郷町役場組織の変更について

町では、職員配置の適正化および業務の効率化を図るため、4月1日から次のとおり各課・局の班の再編を行います。問い合わせ先の電話番号に変更はありません。

現 状	再 編 後	現 状	再 編 後
企画財政課 企画財政班 情報統計班	企画財政課 企画財政班	議会事務局 庶務班 議事班	議会事務局 議事総務班
商工観光交流課 交流・商工班 観光班	商工観光交流課 商工観光交流班	農業委員会事務局 庶務班 農地調整班	農業委員会事務局 農地調整班

問●町総務課 総務班 ☎0187(84) 1111

4月1日(火)から公共施設の管理体制が変わります

■閉館(邸)時間および休館(邸)日の見直し

施設名	閉館(邸) 時間		休館(邸) 日		連絡先 (0187)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
歴史民俗資料館	午後5時	午後4時	毎週月曜日 [月曜日が国民の祝日に 当たる場合はその翌日]	毎週月・火曜日 ※1	生涯学習課 歴史文化財班 84-4040
坂本東嶽邸			12月1日～ 翌年3月31日	11月16日～ 翌年4月14日	
公民館、 北・中央・南ふれあい館	午後10時	午後10時 [午後8時以降に利用 予約のない場合は 午後8時] ※3	毎週月曜日 [月曜日が国民の祝日に 当たる場合はその翌日]	毎週月曜日 ※2	生涯学習課 社会教育班 84-4915
総合体育館リリオス、 北・中央・南体育館、武道館					生涯学習課 スポーツ振興班 84-4916
自転車競技場	午後9時	変更なし	毎週月曜日 [月曜日が国民の祝日に 当たる場合はその翌日]	毎週月曜日 ※2	企画財政課 84-4901
住民活動センター	午後9時 [午後5時以降に利用予約 のない場合は午後5時]				生涯学習課 スポーツ振興班 84-4916
屋内スポーツ館	午後10時 [午後6時以降に利用予約 のない場合は午後6時]				

(※1)(※2)月曜日または火曜日が「国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日法による休日」という)」に当たる場合はその翌日とします(翌日も「祝日法による休日」の場合は、一番近い休日ではない日)。

(※3)総合体育館リリオスの「ランニングコース」については、利用日の午後6時までに申込および許可を受けてください。

管理人・ 利用時の 問い合わせ などの変更

施設名	管 理 人		施設利用時の問い合わせ等	
	変更前	変更後	変更前	変更後
武道館	施設利用時は 常駐	常駐しない	常駐の管理人	武道館に専用電話を設置 ↓ 北ふれあい館へ連絡
中央体育館	常駐			中央体育館に専用電話を設置 ↓ 中央ふれあい館へ連絡

※対象施設での予約や料金収納はできなくなりますが「公共施設予約システム」によるオンライン申請、総合体育館リリオスや各ふれあい館での手続きはこれまでどおりできます。

4月1日
(火)から

「美郷町生活支援券」が使用開始となります

対象世帯◆令和6年12月13日現在で美郷町の住民基本台帳に記録されていて「エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業」の対象外となった世帯

使用金額◆1世帯当たり
支援券7,000円
(1,000円×7枚)

使用期間◆4月1日(火)～
8月31日(日)



取扱店

美郷町生活支援券取扱店チラシをご覧ください。町ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。取扱店に変更がある場合は、町ホームページで順次更新します。



美郷町生活支援券
取扱店を募集しています

対象要件◆町内において店舗等を有する事業者

※詳細は広報美郷3月号または町ホームページ(右上の二次元コード)をご覧ください。

問●町商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909